シーン	セリフ・ナレーション
シーン1	●リポーター
	音響式信号機、スロープ、エレベーターなど、
	社会のバリアフリー化は着実に進んでいます。
	でもそれだけで、障害のあるなしに関わらず、
	すべての人が共に生きていける社会になったといえるのか、
	私はふと、疑問に感じることがあります。たとえば、私は
	白い杖を持った方を横断歩道で見かけた時、声をかけようかどうか、
	迷っている間に信号が変わってしまったという経験があります。
	なぜ、私はあの時、すぐに行動に移せなかったのか?
	今回の「まるごと市政」のテーマは『障害への理解』。リポートを通して、
	私はすぐに行動するためには何が必要なのかを探したいと思います。
シーン2	●ナレーション
	西宮市では「ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮」を
	障害福祉施策の将来像として定め、
	さまざまな施策の推進に取り組んでいます。
	しかし、障害のある方が学校や職場、外出先などで
	いやな思いをする事はなくなってはいません。
	建物など目に見える部分のバリアフリーは整備できても、
	人と人との心の垣根を取り払うバリアフリーは、
	市民のみなさんひとりひとりの意識を変えていかない限り、
	前には進まないのです。
	そこで、西宮市では障害への理解に関する広報・啓発に広く取り組んでいます。
シーン3	●リポーター
	西宮市が市民のみなさんに啓発している「障害への理解」について、
	担当者に話をうかがいました。

シーン4

●リポーター

私自身、障害のある方に接する上でどうすればよいのか、 わからなくなってしまったことが何度かあります。 そういう市民の方も多いのではないでしょうか?

●内藤

そういう方もいらっしゃるかもしれません。 では、障害者とはどういう方だと思いますか?

●リポーター

体や脳の機能に障害がある方だと思います。

●内藤

確かに以前は障害者は「個人の機能障害に原因があるもの」とされていました。 これは個人の体の状態を基にした考えですので

「医療モデル」と呼ばれています。でも、今は違うんです。

●リポーター

違うんですか?

●内藤

はい、今では「社会的障壁」によって日常生活や社会生活に制約を受けること を問題とする「社会モデル」に変わっています。

●リポーター

社会的障壁、社会モデルですか?

国の障害者基本法では、以前は、障害者とは「身体・知的・精神障害があることによって、日常生活や社会生活に制限を受ける者」と定義されていました。しかし、今では「身体・知的・精神障害があることが原因ではなく、社会的障壁があることによって、日常生活や社会生活に制限を受ける者」に変わっています。このように障害のある人が暮らしにくいのは、障害自体に原因があるのではなく、社会に原因があるためだと言われています。これが「社会モデル」です。

シーン6 ●内藤

たとえば、初めて乗るバスで目的地に近い停留所を確認したい時、 どうされますか?

●リポーター

運転手さんに尋ねます。

●内藤

そうですよね。でも、耳の不自由な方は運転手の声は聞こえませんから 確認できません。バスに乗るのをためらってしまうでしょう。

このように障害のある方が日常生活を送る中で制約を受ける原因となるのが 社会的障壁なのです。

●内藤

国ではこのような社会的障壁をなくすため、

2016年度に「障害者差別解消法」を施行し、

会社や事業者に対して、障害のある方への合理的な配慮を求めています。 たとえば先ほどのバスを例に取れば、

運転手が筆談できるボードを車内に備える、といったことです。

●リポーター

筆談できますという表示が運転席にあるバスに乗ったことがあります。

●内藤 この法律はお店などの事業者が対象ですが、 このような配慮をひとりひとりができれば、障害のあるなしに関わらず、 すべての人が共生できる社会が実現します。 そこで、西宮市では市民のみなさんに障害について理解していただくために 啓発活動を進めています。 シーンフ ●リポーター 障害のある方の考え、気持ちをきちんと知りたいと思い、 私は西宮市社会福祉協議会に玉木幸則さんを訪ねました。 シーン8 ●リポーター 私自身、障害のある方と接する機会が少なくて、 どうしても会うと身構えてしまうことがあるのですが。 ●玉木 たとえば、今日、僕の前で身構えていますか? ●リポーター

確かに会ってしゃべってみると、そういう気持ちはなくなります。

●玉木

そういうことですね。

障害のある人と構えていくから何を話したら良いんだろうと思うんです。

そうではなくてこの人どんな人だろうとみてもらうことで

ちょっとハードルが下がったりしませんか?

初対面の人であればちゃんと初対面で会った人のように会話をしたりしますが これが慣れていくとため口になっていきます。

それは障害があってもなくても結局は同じことなんです。

それが障害があるから何か特別な接し方をしなくてはいけないのかなとそう思う心が実は必要ないんじゃないかと思います。

●リポーター

特別扱いはいらないということですか?

●玉木

そういうことです。『何かお手伝いしましょうか』と言ったとき、

『あ、今日は大丈夫』と言われて、そこで落ち込む必要はなくて、

せっかく言ってあげたのに断られたから次はやめておくではなくて、

その時は必要なかっただけであり、未来永ごうずっと支援が必要ないかというと、そういうことでもないです。だからひとつひとつの確認が必要なのだと思います。

シーン9

●ナレーション

国では障害について

身体障害、知的障害、精神障害の3種類に分けています。

同じ障害といっても種類によって、求められる配慮は異なります。

知的障害の場合は、どうなのでしょうか?

シーン10

●知的障害がある方

私が無意識にしていることは一人でよくしゃべっていたり、

何もないのに心がうずうずしたり、変な動きとかやっているようです。

それでも後で気づいて抑えるようにしています。

困っていることでは、相手からたくさん言われると混乱して少しどきどきして焦って、

自分がどうすればいいのかわからなくなります。

他にも思っていることを言葉にするのが難しいことや

自分がミスをして責めていることがずっと頭から離れないこと。

サークル活動のレクリエーションの話し合いの頃、

話の手順が理解できず、不安とあせりによってもめごとを起こしてしまい、

迷惑をかけていけないことをしてしまった。

そのためにできればゆっくり簡単な言葉で話して、

どうやって話すのがいいのか、具体的な手順を教えて頂きたい。

シーン11 ●近藤

知的障害、発達障害とか言われますが、知的障害があるからといって みんな同じではなくって、十人十色でいろんな特性を持っています。 私は親の立場ですので、

本人がどんな風に接して欲しいかは想像でしかないのですが、

障害がある人という風に話しかけるのではなくて、

普通にみんなが話をするような話しかけ方をして頂けたらいいのかなと思います。 いろんな話をする中で、一気にいろんな言葉でまくしたてられるような感じで 話をされても、理解がなかなか難しいです。

彼らは彼らの時間の流れがあると思うんです。先ほどの方も話されていたように、 ひとつひとつ具体的に分かりやすく話をしていただくと、

みんな理解がしやすいのかなと思います。

- 一人の人間としてそれぞれ個性を持って生きていますので、
- 一人の人間として接していただくというところが、ありがたいと思います。

統合失調症、躁うつ病、アルコール依存症、パニック障害など 多岐にわたる精神障害は、それぞれに応じた 配慮が必要となってきます。

シーン13 ●角野

精神障害をお持ちの方は日本の中にも比較的多くいらっしゃいます。 それに加えて、今では五大疾患の中にも入れられていて、

身近であるということです。

もうひとつは私たちが精神障害という言葉を聞いたときに抵抗感があります。 それはなぜかというと理解の不十分さからくる不安、

また、ある方は「怖い」と話されることが、一番の課題だと思います。

普段、私たちがお付き合いしている隣人、友人であるということは、

まず忘れないでいてほしい。

長くお付き合いしているなかで、その人のことを知るという機会がでてきて、

「少し普段の様子と違うな」とか「この人いつもより元気がない」

ということについては、正しい精神疾患の理解と

その人のこと自身をよく理解していることが合わさって 初めて気付けるのかなと思います。 その人の個性、その人の性格、いろいろなものがあると思うんですけども、 ベースは変わらないと思います。 ただそこに精神疾患、精神障害というものがついてきて、 非常に暮らしづらさがあるのだと。 それが目に見えないからこそ、つらい思いをされている可能性がある。 それは本人だけではなくて、家族もそういう気持ちになっている可能性も あるので、そこをまず理解していただけたらと思います。 シーン14 ●リポーター みなさんの話をうかがい障害のある方とコミュニケーションをしっかりと取ることが、 配慮の第一歩だと感じました。 シーン15 ●ナレーション 西宮市では市民のみなさんが配慮に対して 一歩を踏み出せる取り組みを進めています。 シーン16 ●内藤 かばんにこのような赤い札を下げた方を街で見かけたことはありませんか? ●リポーター 電車の中で一度、見かけたことがありますが・・・ ●内藤 これはヘルプマークといいます。 義足を使用している人や難病の人など、 援助や配慮を必要としていながら外見からはわからない、という人が 周囲の人に対して配慮を必要としていることを知らせることで、 援助を得やすくするためのマークです。 西宮市では、このヘルプマークを交付し、普及啓発に取り組んでいます。

シーン17 ●ナレーション ヘルプマークは2012年度に東京都によって作成され、 現在、多くの自治体で普及啓発が進められています。 ヘルプマークを身に付けている人を見かけたら、 電車やバスの中では席を譲るなどの配慮をお願いします。 困っている様子の場合、声をかけるなどの配慮をお願いします。 災害時には、安全に避難するための支援をお願いします。 また、西宮市ではヘルプマークと合わせて、ご覧のヘルプカードも交付しています。 表面にヘルプマークと同じデザインを用いることで ヘルプマークと同じ効果を得られます。 また裏面には支援内容を書くことができます。 ヘルプマークとヘルプカードは、市役所の障害福祉課のほか、 ご覧の各所にて無料で交付しています。 シーン18 ●リポーター 今回のリポートを通して、配慮の大切さを知りました。 配慮が自然とできる社会を作っていくことが、 障害のある方への制約をなくしていくことになるのだと。 シーン19 ●ナレーション 「ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮 | その実現のために、障害のある方への配慮について、 理解と実践をお願いいたします。